

「施策」総括表

施策展開	1-(1)-ア	生物多様性の保全		
施策	①自然環境の保全に向けた調査研究及び推進体制の構築	実施計画掲載頁	11頁	
対応する 主な課題	<p>○本県は亜熱帯性気候のもと、サンゴ礁が発達した青い海に囲まれ、貴重な野生生物が数多く生息しているが、本土復帰後からの社会資本整備等により多くの自然環境が失われ、沖縄の生物多様性が失われていくことが危惧されている。</p> <p>○野生生物等の保全については、本県に生息している生物種のそれぞれの生態、生息域、個体数等の的確な把握が必要である。</p> <p>○マングース等の人為的に持ち込まれた外来種が在来希少種の生存を脅かしているなど、本県の在来種の多くは生存の危機に瀕している。</p>			
関係部等	環境部			

I 主な取組の推進状況 (Plan・Do)

(単位:千円)

平成25年度				
	主な取組	決算見込額	推進状況	活動概要
○生物多様性地域戦略の策定・情報発信等				
1	生物多様性地域戦略の普及啓発	2,010	順調	○生物多様性おきなわ戦略の冊子を1,000部印刷し、457の関係機関・団体等へ配布することで、同戦略の周知を図るとともに、生物多様性おきなわ戦略推進会議の設置要綱を作成して庁内関係部署間の横断的な連携体制を構築した。また、生物多様性おきなわ戦略に係る説明を随時行うとともに、生物多様性のパネル展を計5回開催した。(1)
2	生物多様性プラザ事業	7,891	順調	○生物多様性に係る情報を効果的に発信する活動として、生物多様性まつりを、県立博物館・美術館と連携して那覇新都心公園で開催した。また、生物多様性に関する団体等の活動に対する支援として、9団体に教材等の作成に対する補助を行った。(2)
○野生生物の生息・生育の実態把握				
3	野生生物の保全・保護事業	4,918	順調	○自然環境の保全に関する指針の改定に必要な調査等を検討したうえで、伊良部、狩俣・島尻、仲里、具志川の4鳥獣保護区内の鳥獣生息状況調査を行うとともに、特殊鳥類等(ノグチゲラ等)の生息環境調査を4鳥獣保護区内(伊良部、狩俣・島尻、仲里、具志川)で実施した。また、「レッドデータおきなわ」の改訂に向けて、委託業務により、改訂委員会・編集委員会・作業部会を設置するとともに、文献調査など基礎調査を実施した。希少種保護条例の制定に向けては、条例案を作成し、庁内関係課や環境省などの関係機関との調整を開始した。(3)
4	特殊鳥類生息環境調査及び鳥獣保護区生息状況調査事業	928	順調	
○在来種の保護・保全に向けた研究				
5	希少種回復状況調査	84,630	順調	○マングース駆除を行い、希少種回復状況調査を行った結果、ヤンバルクイナの推定生息数が平成17年度の700羽から1,500羽に回復していることが確認できた。(5)

II 成果指標の達成状況 (Do)

(1) 成果指標

	成果指標名	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
1	沖縄の絶滅種数	19種 (23年度)	19種 (24年度)	維持	増減なし	—
	状況説明	鳥獣保護区における鳥獣の生息状況調査の結果、新たな絶滅種は確認されておらず、本県の絶滅種数を維持できている。 生物多様性の保全に向けて策定した「生物多様性おきなわ戦略」に基づく取組を今後も推進し、絶滅種数の増加を抑制する。				
	成果指標名	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
2	沖縄県北部地域におけるヤンバルクイナの推定生息範囲	173メッシュ (23年)	185メッシュ (25年)	180メッシュ	12メッシュ	—
	状況説明	平成25年度の調査の結果で、沖縄県北部地域におけるヤンバルクイナの推定生息範囲が拡大しており、H28目標値の180メッシュに対し、現状値で既に185メッシュであることから、成果指標を達成している。				

(2) 参考データ

参考データ名	沖縄県の現状			傾向	全国の現状
—	—	—	—	—	—

III 内部要因の分析 (Check)

<p>○生物多様性地域戦略の策定・情報発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成24年度に策定した「生物多様性おきなわ戦略」において、生物多様性を保全し、自然環境共生型社会を実現していくには、より多くの人が生物多様性に関する正しい知識をもち、理解することが重要とされていることから、行政だけではなく、県民への周知・啓発を図り、生物多様性の保全に向けた取組への県民参加を促す必要がある。 ・「生物多様性おきなわ戦略」に挙げられた各施策について、より効果的に推進するため、施策ごとの取組の状況を定期的に点検・評価する必要がある。 ・生物多様性の保全については、周知活動だけでなく、県民等が保全に向けた活動をしてもらえるような取組が必要である。 ・生物多様性の社会への浸透を目的とした、沖縄における生物多様性の保全及び持続可能な利用に関するネットワーク機能を有した生物多様性プラザ(仮称)の設置に向け、生物多様性に関する情報の収集、資料・教材等の作成が必要である。 <p>○野生生物の生息・生育の実態把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ・希少種保護条例の制定に関しては、開発行為等に対し規制をかけることになるので、庁内関係課や環境省などの関係機関及び森林組合などの関係団体等との十分な調整が必要である。 ・野生生物の生息・生育状況調査については、自然環境の保全に関する指針の改定やレッドデータ沖縄の改定に向けて、より正確に現状を把握することが求められるため、調査の内容、規模を拡大する必要がある。 <p>○在来種の保護・保全に向けた研究</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地形や植生等の状況から、設定している総調査メッシュ404のうち、カエル類238メッシュ、鳥類207メッシュについて調査を実施しているが、マングースによる捕食によってケナガネズミやオキナワトゲネズミなど本県特有の希少小型ほ乳類への影響が大きいと想定されることから、本県特有の希少小型ほ乳類の生息範囲等についても調査を行う必要がある。

IV 外部環境の分析 (Check)

<p>○野生生物の生息・生育の実態把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣保護区の指定を受けた地域は、当該区域内での水面の埋立又は干拓、木材の伐採、建築物等の設置等、一定の行為に規制がかかることから、地主を始め、地域住民の理解が必要である。 <p>○在来種の保護・保全に向けた研究</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成25年度の調査結果によると、沖縄県と環境省によるマングース防除対策によって、北部地区におけるマングース生息密度が減少していることから、沖縄県北部地域におけるヤンバルクイナの推定生息範囲が平成23年度の173メッシュから平成24年度は185メッシュへ拡大している。

V 施策の推進戦略案 (Action)

○生物多様性地域戦略の策定・情報発信等

- ・「生物多様性おきなわ戦略」を県民へ周知し、生物多様性に係る情報を効果的に発信するため、冊子等を配布するほか、商業施設等を利用して、生物多様性の周知啓発のためのパネル展を開催する等、民間企業等と連携した周知活動を行う。
- ・庁内関係部署等で構成する「生物多様性おきなわ戦略推進会議」を開催して、各施策の取組状況の進捗管理を行い、「生物多様性おきなわ戦略」を効果的に推進する。
- ・県民等が生物多様性の重要性を認識し、今後、多くの県民が積極的に保全活動に参加してもらえるよう、子どもたちを対象として生物多様性を体感して学んでもらための自然体験活動を実施する。
- ・生物多様性プラザ(仮称)の設置に向けた生物多様性に関する情報を収集し、今後の効果的な情報発信活動につなげていくために教材等を作成する。

○野生生物の生息・生育の実態把握

- ・希少種保護条例の制定にあたっては、森林組合などの関係機関と協議を重ね、林業施行の際の希少種に対する配慮についても理解・協力を求めていく。
- ・自然環境の保全に関する指針の改訂やレッドデータおきなわの改訂に必要な調査内容を検討し、新たな調査を追加する。また、既存の調査については、他部局が行なう調査も含め、自然環境の保全に関する指針の改訂やレッドデータおきなわの改訂に活用することことができるかを検討する。
- ・平成26年度に更新が予定されている伊良部と屋嘉島の2箇所の鳥獣保護区について、地域住民への説明会を開催し、当該取組への理解を図る。

○在来種の保護・保全に向けた研究

- ・現在実施しているカエル類及び鳥類の調査に加えて、ケナガネズミやオキナワトゲネズミなどの本県特有の希少小型ほ乳類の回復状況についても把握できるよう検討を行う。
- ・ヤンバルクイナの推定生息範囲が徐々に拡大していることから、より正確に生息範囲を把握するために、調査エリアを北上防止柵周辺まで拡大することを含め、希少種モニタリングの強化について26年度中に検討する。

「施策」総括表

施策展開	1-(1)-ア	生物多様性の保全			
施策	②外来種対策の推進			実施計画掲載頁	12頁
対応する主な課題	○マンガース等的人為的に持ち込まれた外来種が在来希少種の生存を脅かしているなど、本県の在来種の多くは生存の危機に瀕している。				
関係部等	環境部				

I 主な取組の推進状況 (Plan・Do) (単位:千円)

平成25年度			
主な取組	決算見込額	推進状況	活動概要
○マンガース等外来種防除対策			
1 マンガース対策事業	84,630	順調	○平成23年度から平成24年度において、新規北上防止柵を設置するとともに、マンガース175個体を捕獲した。また、希少種回復状況調査の実施により、ヤンバルクイナの推定生息範囲が増加していることを確認した。(1)
○新たな外来種の侵入防止対策			
2 外来種対策事業	22,575	順調	○有害鳥獣として駆除する外来種について、各市町村との担当者会議を開催し、連携を図った。そのうえで、マンガース等特定外来生物の北上防止を強化するため、北上防止柵付近での捕獲・排除(24頭)を行った。また、ホームページ等を活用して、侵入のおそれのある外来種に関する情報提供・普及啓発を行った。(2)

II 成果指標の達成状況 (Do)

(1) 成果指標

成果指標名	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
1 沖縄県北部地域におけるヤンバルクイナの推定生息範囲	173メッシュ (23年)	185メッシュ (25年)	180メッシュ	12メッシュ	—
状況説明	平成25年度の調査の結果で、ヤンバルクイナの推定生息範囲が173メッシュから185メッシュに増加し、沖縄県北部地域におけるヤンバルクイナの推定生息範囲が拡大しており、H28目標値の180メッシュに対し、現状値で既に185メッシュであることから、成果指標を達成している。				

(2) 参考データ

参考データ名	沖縄県の現状		傾向	全国の現状
—	—	—	—	—

III 内部要因の分析 (Check)

<p>○マンガース等外来種防除対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成17年度～18年度に設置した第一北上防止柵(塩屋～福地ダムライン、SFライン)の老朽化に伴うメンテナンスを行う必要がある。 <p>○新たな外来種の侵入防止対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定外来生物であるマンガース等以外の外来種の侵入状況・生息範囲の調査が不足している。 ・農作物へ被害を及ぼす外来種については、有害鳥獣として市町村等が駆除している。

IV 外部環境の分析 (Check)

○マングース等外来種防除対策

・これまでの捕獲によりマングースの生息数が低密度化していることから、今後の捕獲が困難になる。

○新たな外来種の侵入防止対策

・平成21年度～22年度に本県における侵略的外来種の侵入状況調査を実施した結果、160種の侵略的外来種が確認されており、ペットとして飼われたものが放棄されるなどの理由で確認されているものが多い。

V 施策の推進戦略案 (Action)

○マングース等外来種防除対策

・平成17年度～18年度に設置した第一北上防止柵(塩屋～福地ダムライン、SFライン)の老朽化に伴って、破損場所の修繕、倒木の除去、蔓性植物の除去や堆積土砂の除去等を行う。

・マングースの生息数が低密度化しているため、今後の捕獲方法等について、環境省と年2回以上、情報・意見交換を行い、効率的な捕獲等を検討する。また、マングースの生息数が低密度化した地域での、より効率的で効果的な捕獲に向けて、探索犬の更なる活用やワナの改良を検討する。探索犬の更なる活用については、様々な予算を活用し、探索犬の訓練や犬を扱うハンドラーの育成を図る。

○新たな外来種の侵入防止対策

・特定外来生物(特にマングース)の駆除に係る事業、及び、外来種の定着状況、生息範囲の拡大等を確認する調査の実施のため、引き続き予算化に向けた調整を行う。

・農作物へ被害を及ぼす外来種については、引き続き農林水産部と連携して、各市町村向けの担当者会議等を開催し、有害鳥獣の駆除に関する制度や補助金の周知を図る。

・調査で確認された侵略的外来種については、環境省など関係機関と連携して、状況調査や捕獲等を行う。また、ペットの放棄等について、広報を行う等、普及啓発を図る。

「施策」総括表

施策展開	1-(1)-ア	生物多様性の保全	
施策	③サンゴ礁の保全		実施計画掲載頁 13頁
対応する主な課題	<p>○本県は亜熱帯性気候のもと、サンゴ礁が発達した青い海に囲まれ、貴重な野生生物が数多く生息しているが、本土復帰後からの社会資本整備等により多くの自然環境が失われ、沖縄の生物多様性が失われていくことが危惧されている。</p> <p>○本県の生物多様性を特徴付けるサンゴについても、オニヒトデの大量発生や赤土等流出、さらには高海水温による白化現象等により甚大な影響を受けている。</p>		
関係部等	環境部、農林水産部		

I 主な取組の推進状況 (Plan・Do)

(単位:千円)

平成25年度				
主な取組	決算見込額	推進状況	活動概要	
○サンゴ礁の保全・再生				
1	サンゴ礁保全再生事業	216,855	順調	○サンゴ種苗を、計0.88haの海域において、計47,855本植え付けた(恩納海域:22,000本、読谷海域:5,600本、慶良間海域:1,410本他)。また、海水温の影響を考察できるよう水温測定を行ったうえで、13団体に補助金を支給し、サンゴ礁のモニタリングやオニヒトデの駆除を行った。(1)
2	オニヒトデ総合対策事業	47,284	順調	○オーストラリア海洋科学研究所との研究協定を締結したうえで、恩納村、慶良間において、オニヒトデ大量発生メカニズム解明に関する調査研究、予察実証試験、効果的・効率的な防除対策の検討を行った。(2)
3	沿岸生態系の保全	216,855	順調	○サンゴ礁のモニタリング項目に水温や塩分濃度を追加した。そのうえで、無性生殖法により28,000本のサンゴの植付けを3海域で行い、植付け後の影響についてモニタリングを実施するとともに、有性生殖法により58,000株の種苗生産を行った。また、オニヒトデ駆除やサンゴ礁モニタリングなどを行う13団体に補助金を交付した。(3)
4	環境生態系保全活動支援事業	9,450	順調	
○海洋保護区と総合的な沿岸管理の推進				
5	総合沿岸域管理計画の策定	1,278	順調	○海洋保護区の基本的な考え方について早急に整理したうえで、海洋保護区の基本的な考え方(案)を作成し、海洋保護区の定義、規制、活用、今後の方針などを示した。(6)
6	海洋保護区設定事業	—	順調	
○赤土等流出防止対策				
7	赤土等流出防止対策推進事業	1,418	順調	○県庁において、一般県民を対象とする赤土等流出防止対策交流集會を1回(平成25年9月)及び宮古地区、中南部地区、北部地区において、講習会3回(平成25年8月、平成26年1月)を開催した。また、平成25年9月に「沖縄県赤土等流出防止基本計画」を策定した。(7)

8	水質保全対策事業(耕土流出防止型)	2,862,516	順調	○工事着手前に地元説明会を開催し、地元市町村及び農家へ、赤土流出の現状と流出防止施設についての説明を行った。そのうえで、石垣市第5地区(石垣市)他23地区において流出防止対策及び発生源対策の整備を行った。(8)
---	-------------------	-----------	----	---

II 成果指標の達成状況 (Do)

(1) 成果指標

成果指標名	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
海洋保護区の設置数	0海域 (23年)	0海域 (25年)	1海域	増減なし	—
1 状況説明	平成25年度の海洋保護区の設置数は0海域となったが、海洋保護区活用の考え方(案)を作成し、海洋保護区の定義、規制、活用、今後の方針などを示した。沖縄島南部の沖縄戦跡国定公園区域の海域公園地区の拡大について検討し、関係機関との調整を開始したことから、平成26年度には1海域の海洋保護区の新設(拡大)ができる見込みである。				

(2) 参考データ

参考データ名	沖縄県の現状			傾向	全国の現状
沖縄県内の赤土等推定年間流出量	52.1万t/年 (5年)	38.2万t/年 (13年)	29.8万t/年 (23年)	↗	—
沖縄県の漁業生産量	24,489t (22年)	29,234t (23年)	35,000t (24年)	↗	—
水質保全対策整備量	5,633ha (22年)	5,749ha (23年)	5,911ha (24年)	↗	—

III 内部要因の分析 (Check)

<p>○サンゴ礁の保全・再生 ・オニヒトデ総合対策事業について、オニヒトデの大量発生に関するデータの収集や予察手法の確立のためには、長期的なモニタリングが必要となる。また、オニヒトデの国内の専門家は限られていることから、国外も含めた専門家との連携が必要である。</p> <p>○海洋保護区と総合的な沿岸管理の推進 ・沖縄戦跡国定公園以外の海洋保護区の設置に向けた体制(人員、予算等)が整備されていない。また、海洋保護区の設置に当たっては、漁業関係者等との調整が必要である。</p>
--

IV 外部環境の分析 (Check)

<p>○サンゴ礁の保全・再生 ・サンゴ礁保全再生事業については、夏期の高水温により、植え付けたサンゴ、中間育成中のサンゴが白化の影響を受けた。今後も予期できない環境の変化による高水温の影響が懸念されることから、高水温を回避できる植付地の再検討や植付けサンゴ種について検討をする必要がある。 ・環境生態系保全活動支援事業について、サンゴ礁は、多くの水産生物が棲息する場所であり、漁業者にとっては貴重な漁場でありながら、その重要性について、漁業者の認識は低い。また、陸域からの赤土の流入、生活排水の河川への垂れ流しは相変わらず続き、県民自体の環境保全への関心も低い状況にある。</p> <p>○赤土等流出防止対策 ・赤土等流出防止対策推進事業について、開発現場からの赤土等流出量は減少傾向にあるが、流出防止に関する意識が徹底されていないこと等のため、開発現場からの赤土等流出における無届、無通知や対策不備等の現場が見られる。 ・水質保全対策事業(耕土流出防止型)の赤土等流出防止において重要なことは、農地からの耕土の流出を防ぐためのグリーンベルト等の発生源対策や、海域への土砂の流出を防ぐための沈砂池等の末端整備である。いずれの整備を行うにも、市町村及び地元農家の協力が不可欠であり、県だけでなく、地元関係機関との互いの共通課題として認識することが重要である。</p>
--

V 施策の推進戦略案 (Action)

○サンゴ礁の保全・再生

・サンゴ礁保全再生事業については、環境の変化による高水温の影響に対応するため、有性生殖法による種苗の大量生産の問題点を抽出し、効率的に生産可能な種苗生産手法を選定することで大量生産を試みる。また、遺伝的多様性を維持していくために、無性生殖株と有性生殖株をどの程度の比率、間隔、密度で植え付ければよいか検討する。

・オニヒトデ総合対策事業について、地元関係者への勉強会を年1回以上実施するとともに、可能な限りモニタリング等と一緒にを行う等、技術向上に向けた取組を引き続き実施していく。また、オニヒトデ幼生の生存率と栄養塩濃度の相関関係や補足データの収集等について意見交換等を実施するため、関連する研究者をオーストラリア海洋科学研究所へ1週間程度派遣する。

・環境生態系保全活動支援事業については、漁業者だけの取組だけでなく、漁協職員、NPO職員、PTA、老人会、婦人会等の参画を目指しており、引き続き、事業内容の周知を図り、積極的な参画を促していく。

○海洋保護区と総合的な沿岸管理の推進

・海洋保護区の新たな設置に必要な調査費等の予算化を検討し、必要となる体制を整える。また、海洋保護区の新たな設定に向けて、調整会議の開催等、今後調整が必要となる環境省や地元自治体などの関係機関等との連携を図る。

○赤土等流出防止対策

・開発現場への監視パトロールを強化するとともに、赤土等流出防止対策交流集会及び講習会を通じて届出、通知の周知を図り、赤土等流出防止に対する技術や意識の向上に努める。

・水質保全対策事業(耕土流出防止型)について、市町村及び地元農家との連携強化においては、市町村単位で設立している、「赤土等流出防止対策地域協議会」の活用を図り、事業推進していく。工事開始前に地元説明会等を催し、赤土流出の現状や流出防止施設の整備内容等について説明し、市町村及び地元農家の認識を高める。

「施策」総括表

施策展開	1-(1)-イ 陸域・水辺環境の保全		
施策	①自然保護地域の指定等	実施計画掲載頁	15頁
対応する主な課題	<p>○沖縄の優れた風致景観や生物多様性を支える地域を保全するため、自然保護地域の適正な配置・管理、新たな保護地域の指定を推進することが求められている。</p> <p>○琉球諸島は、世界自然遺産登録候補地として高く評価されているが、自然環境保全に向けた法的担保(国立公園化)や生態系を脅かす外来種の駆除など、登録に向けての取組の推進が求められている。</p> <p>○県木であるリュウキュウマツの松くい虫による被害は、平成15年度以降、減少傾向にあるが、沖縄北部を中心に依然として多くの被害が発生しており、天敵昆虫による防除技術の確立など、実効ある保全対策が求められている。</p>		
関係部等	環境部、農林水産部		

I 主な取組の推進状況 (Plan・Do)

(単位:千円)

平成25年度				
主な取組		決算見込額	推進状況	活動概要
○自然保護地域の指定等				
1	自然環境保全地域指定事業	492	やや遅れ	○既存の自然環境保全地域の管理業務を実施した。新たな指定に向けた考え方(候補地の選定方法、必要となる調査の内容、手続き等)の整理が遅れており、やや遅れとなった。(1)
2	鳥獣保護区設定事業	138	やや遅れ	○鳥獣保護区の指定、管理業務を実施した。新たな指定に向けた考え方(候補地の選定方法、必要となる調査の内容、手続き等)の整理が遅れており、やや遅れとなった。(2)
3	やんばる地域の国立公園化及び世界自然遺産普及啓発事業	—	順調	○世界自然遺産登録に向けて、環境省とともに国頭村・大宜味村・東村や森林組合と意見交換会を実施した。(3)
4	世界自然遺産登録推進事業	12,566	順調	○世界自然遺産登録の推薦書作成に必要なインベントリー(生物種の種目録)を作成するとともに、西表島におけるイリオモテヤマネコの生息状況調査を行った。(4)
○森林病虫害防除対策及び防除技術の確立				
5	沖縄らしいみどりを守ろう事業	123,490	順調	○県民に向けた情報発信の場としてのHPの設計を開始しつつ、全対策委員会を開催し、保全対策等を検討した。松くい虫天敵昆虫防除技術開発により3万頭の天敵昆虫の増殖が図られた。また、松くい虫防除対策事業、デイゴヒメコバチ防除事業を実施し、被害木の駆除については目標どおり達成した。(5)
6	松くい虫天敵野外定着・密度維持法の研究	6,324	順調	○森林資源研究センター及び関係機関等の連携協力体制を図ったうえで、森林病虫害防除のため、保全松林における松くい虫の防除(薬剤地上散布、伐倒駆除(焼却、くん蒸)、樹幹注入)及びキオビエダシャクの駆除(薬剤地上散布)を実施した。(7)
7	森林病虫害防除事業	54,000	順調	

II 成果指標の達成状況 (Do)

(1) 成果指標

	成果指標名	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
1	自然保護区域面積	53,473ha (23年)	54,299ha (25年)	54,542ha	826ha	—
	状況説明	平成25年度において、新たな自然環境保全地域の指定はないが、現状値とH28目標値の差は243haであることから、今後、4年間で2地域を新たに追加することで、成果目標の達成は見込まれる。				

(2) 参考データ

参考データ名	沖縄県の現状			傾向	全国の現状
—	—	—	—	—	—

III 内部要因の分析 (Check)

<p>○自然保護地域の指定等 ・自然環境保全地域指定事業及び鳥獣保護区設定事業については、新たな指定に向けた考え方(候補地の選定方法、必要となる調査の内容、手続き等)の整理が遅れているため、作業を進める必要がある。</p>

IV 外部環境の分析 (Check)

<p>○自然保護地域の指定等 ・やんばる地域の国立公園化及び世界自然遺産普及啓発事業については、世界自然遺産登録に向けて法的措置としての国立公園化に取り組むため、国とともに地元3村(国頭村・大宜味村・東村)や森林組合との意見交換を行い、国立公園化に向けて理解を深めてきており、引き続き地元の状況を把握し合意形成に向け調整する必要がある。 ・世界自然遺産登録推進事業については、県内における世界自然遺産登録に向けた状況(地元地域の意識)を把握する必要がある。</p> <p>○森林病虫害防除対策及び防除技術の確立 ・沖縄らしいみどりを守る事業等において、近年の地球温暖化による熱帯・亜熱帯性害虫の北上や活発な物流による新たな病虫害の侵入が懸念される。 ・森林病虫害防除事業において、気象などの環境条件や宿主及び病原、媒介昆虫の状態により被害状況が変化するため、被害量についての推測が困難である。</p>
--

V 施策の推進戦略案 (Action)

<p>○自然保護地域の指定等 ・自然環境保全地域指定事業及び鳥獣保護区設定事業については、新たな指定に向けた考え方を整理し、必要な体制を整え、候補地の選定や関係者との調整等を進める。 ・やんばる地域の国立公園化及び世界自然遺産普及啓発事業・世界自然遺産登録推進事業については、地元説明会や意見交換会を開催することにより、地元の意見を集約及び把握し、今後の世界自然遺産登録の早期実現に向け、効果的な取組について検証を行う。</p> <p>○森林病虫害防除対策及び防除技術の確立 ・沖縄らしいみどりを守る事業等において、新たな病虫害の侵入を防止するため、有識者等からなるメーリングリスト等により、関係機関と連携するなど情報の共有化を図る。 ・森林病虫害防除事業において、防除を継続して実施するとともに、病虫害対策のマニュアルの発行、HPでの公開等による県民への啓蒙活動を実施する。</p>
--

「施策」総括表

施策展開	1-(1)-イ	陸域・水辺環境の保全	
施策	②赤土等流出防止対策の推進	実施計画掲載頁	16頁
対応する主な課題	○本県特有の問題である赤土等流出については、海域生態系に著しい負荷を与えているほか、漁業や観光産業へ負の影響が及ぶなど産業振興の観点からも問題となっている。		
関係部等	環境部、農林水産部		

I 主な取組の推進状況 (Plan・Do)

(単位:千円)

平成25年度				
主な取組	決算見込額	推進状況	活動概要	
○地域が主体となった赤土等流出防止対策				
1	赤土等流出防止対策推進事業	1,418	順調	○開発現場への監視パトロールを年690回行い、現場での指導等を行いつつ、赤土等流出防止対策交流集会を1回開催し、宮古、中南部、北部地区において、講習会を各1回ずつ開催した。また、平成25年9月に「沖縄県赤土等流出防止基本計画」を策定した。(1)
2	赤土等流出防止活動支援事業	18,773	大幅遅れ	○補助先の実施する事業について、補助金選定委員会における意見をフィードバックすることにより、事業の適切な実施を図った。そのうえで、赤土防止啓発活動(環境教育への参加人数354名)及び啓発用ツールを作成した。赤土等流出防止活動を行う団体への支援を行ったが、計画値10団体に対し、実績4団体となり、大幅遅れとなった。(2)
○農地からの赤土等流出防止対策				
3	水質保全対策事業(耕土流出防止型)	2,862,516	順調	○工事着手前に地元説明会を開催し、地元市町村及び農家へ、赤土流出の現状と流出防止施設についての説明を行った。そのうえで、石垣市第5地区(石垣市)他23地区において流出防止対策及び発生源対策の整備を行った。(3)
4	沖縄の自然環境保全に配慮した農業活性化支援事業	54,349	順調	○農業環境コーディネーターの業務および組織運営マニュアルの暫定版を基に耕土流出防止活動の業務試行を行った。(4)
○赤土等堆積土砂対策				
5	赤土等流出防止海域モニタリング事業	14,385	順調	○赤土等流出防止海域モニタリング調査の結果を沖縄県赤土等流出防止対策協議会のワーキングチーム会議(平成25年11月開催)において、関係機関に提供するとともに、赤土等流出防止対策の推進について検討した。また、離島を含む県内28海域を対象に、赤土等堆積調査を年3回、生物調査を年1回実施した。また、これら海域に隣接する全ての流域において陸域調査を年2回実施した。(5)
6	閉鎖性海域における堆積赤土等の対策事業	57,932	順調	○環境改善手法確立のための調査を実施した。また、地元意見交換会及び専門検討委員会を3回ずつ開催した。(6)

II 成果指標の達成状況 (Do)

(1) 成果指標

	成果指標名	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
1	海域での赤土堆積ランク5以下の地点割合	33% (23年)	46% (25年)	50%	13ポイント	—
	状況説明	平成25年度の赤土等流出防止海域モニタリング調査の結果、県内28海域における赤土堆積ランク5以下の地点割合は、46%であり、基準値より13ポイントの改善幅であった。赤土等流出防止対策を総合的・計画的に推進するため、平成25年9月に赤土等流出防止対策基本計画を策定したところであり、平成28年度目標値の達成に向けて、引き続き、取組の推進を図る。				

(2) 参考データ

参考データ名	沖縄県の現状			傾向	全国の現状
沖縄県内の赤土等推定年間流出量	52.1万t/年 (5年度)	38.2万t/年 (13年度)	29.8万t/年 (23年度)	↗	—
水質保全対策整備量	5,633ha (22年)	5,749ha (23年)	5,911ha (24年)	↗	—
人材育成数 農業環境コーディネーター育成拠点の構築	0人 0地区 (23年度)	5人 5地区 (24年度)	7人 5地区 (25年度)	→	—

III 内部要因の分析 (Check)

<p>○地域が主体となった赤土等流出防止対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 赤土等流出防止対策推進事業については、交流集会及び講習会を通じて、届出・通知の徹底に努めているが、依然として無届出・無通知や対策不備等の現場が見られる。 赤土等流出防止活動支援事業については、予算の不足により、目標値である支援団体数を下回ったことから、必要な予算額の確保について、関係部局と調整を進めていく必要がある。また、当該事業で実施している環境教育については、赤土等流出問題について、対象者に対し適切な形で伝わるよう、内容を検討する必要がある。 <p>○農地からの赤土等流出防止対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 赤土等流出防止において重要なことは、農地からの耕土の流出を防ぐためのグリーンベルト等の発生源対策や、海域への土砂の流出を防ぐための沈砂池等の末端整備である。これらの整備を行うには、市町村及び地元農家の協力が不可欠であり、県だけでなく、地元関係機関との互いの共通課題として認識することが重要である。

IV 外部環境の分析 (Check)

<p>○地域が主体となった赤土等流出防止対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 1,000㎡以上の開発現場からの赤土等流出量については、赤土等流出防止条例に基づく規制により約85%減少(平成5年:16.7万t/年→平成23年:2.5万t/年)したが、無届、無通知や対策不備等の現場がある。 1,000㎡以上の開発現場からの赤土等流出の減少に伴い、農地からの赤土等流出量割合(平成5年:32.1万t/年 62%→平成23年:25.5万t/年 86%)が顕在化してきた。 <p>○赤土等堆積土砂対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 赤土等堆積土砂対策については、川平湾への赤土等流出量のほとんどが農地からであることから、農地対策を中心に陸域対策を進める必要がある。
--

V 施策の推進戦略案 (Action)

<p>○地域が主体となった赤土等流出防止対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 赤土等流出防止対策推進事業については、1,000㎡以上の開発現場への監視パトロールを強化し、現場での指導等により赤土等流出防止対策の管理及び意識の向上に努める。また、交流集会及び講習会を通じて届出、通知の徹底を呼びかけていく。 赤土等流出防止活動支援事業については、必要な予算額を確保するために、関係部局と調整を進めていくとともに、必要な予算が確保できるまでは、予算内でなるべく多くの団体に支援をできるように調整していく。また、環境教育の内容については、毎回アンケートを実施し、内容が対象に伝わるようブラッシュアップしていくとともに、補助先で実施する環境教育については、可能な限り内容についてアドバイスをを行う。 <p>○農地からの赤土等流出防止対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村及び地元農家との連携強化においては、市町村単位で設立している、「赤土等流出防止対策地域協議会」の活用を図るとともに、工事開始前に地元説明会等を催し、赤土流出の現状や流出防止施設の整備内容等について説明し、市町村及び地元農家の認識を高める。 <p>○赤土等堆積土砂対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 赤土等堆積土砂対策については、農地からの赤土等対策のため、農林水産部及び地元自治体と連携して、計画的に陸域対策を進めていく。
--

「施策」総括表

施策展開	1-(1)-イ	陸域・水辺環境の保全	
施策	③水質汚濁、土壌汚染、大気汚染等対策	実施計画掲載頁	17頁
対応する主な課題	<p>○水質汚濁及び大気汚染については、一部環境基準を達成できていない状況にあるほか、近年、大陸からの大気汚染物質の移流など本県だけでは対応できない事例が発生しており、必要な対策が求められている。</p> <p>○土壌汚染については、土壌汚染判明時において、土地周辺の地下水脈および地質構造が不明な場合が多いことから、影響範囲の特定が困難な状況である。</p> <p>○騒音・振動・悪臭対策業務については、住民生活に身近な感覚公害であることから、主体となる市町村と連携を図りながら取り組む必要がある。</p>		
関係部等	環境部、農林水産部、土木建築部		

I 主な取組の推進状況 (Plan・Do)

(単位:千円)

平成25年度				
主な取組	決算見込額	推進状況	活動概要	
○水質保全に関する監視活動、普及啓発等				
1	水質関係事業所等監視指導事業	1,461	順調	○不適切な畜舎排水処理に対しては、保健所と家畜保健衛生所が連携を強化し、合同での立ち入り調査を実施することで情報の共有とともに適切な指導を図った。水質汚濁の未然防止を図るため、120事業所に立入検査を行い、70件の施設改善指導等を行った。(1)
2	水質保全対策事業	20,086	順調	○水質汚濁の未然防止を図るため、河川及び海域の常時監視、地下水の概況調査・継続調査を行った。(2)
3	水質測定機器整備事業	14,641	順調	○石油貯蔵施設から発生する公害を監視するため、衛生環境研究所及び施設が立地する地域の保健所(中部・南部)において、監視・測定に必要な機器の整備を行った。(3)
4	水質環境保全啓発推進事業	1,602	順調	○市町村が実施する生活排水対策の汚濁負荷低減の啓発に関する支援や主要水浴場水質調査等を実施した。(4)
5	浄化槽管理対策事業	2,649	順調	○浄化槽の適正な維持管理及び合併処理浄化槽への転換の促進に関する普及啓発活動を粘り強く継続して実施している。(5)
○汚水処理対策				
6	下水道事業	11,054,421	順調	○県管理の流域下水道及び市町村管理の公共下水道において、汚水量増加に対応するため処理施設を整備するとともに、老朽化施設の改築・更新を行った。また、下水道事業実施市町村へ国からの補助金を交付し、那覇市他21市町村において汚水管渠等の整備を行い、下水道の普及に努めた。(6)
7	浄化槽設置整備事業	498	大幅遅れ	○市町村が実施する住民への浄化槽設置費用に対する補助を実施したが、補助件数は計画値25基に対し10基にとどまったため、大幅遅れとなった。(7)

様式2(施策)

8	農業集落排水事業	1,741,550	順調	○関係市町村及び関係機関を集め、促進連絡会議を2回行い、各市町村における取組事例等の意見交換を行った。また、伊是名村においては、施設の老朽化が進んでいることから、平成25年度で機能診断調査を行った。そのうえで、8市町村(10地区)において汚水処理施設の整備を実施した。(8)
9	沖縄型畜産排水対策モデル事業	29,295	順調	○県内排水実態調査(46戸)の実施、検討協議会等(6回)の開催、モデル技術、システム検証・検討(2事例)を行った。また、技術者の育成を図るため、県や市町村職員などを対象とした実習および外部講師を招へいた講演会を各1回開催した。(9)
○土壌汚染に関する事業者への指導強化				
10	土壌汚染対策推進事業	1,297	順調	○土壌汚染対策法に基づく届出等管理台帳の整備によって、届出等対応の際の類似事案検索等が可能となった。また、届出に基づく事業者への監視指導を行った。(10)
11	土壌汚染対策基盤情報整備事業	—	未着手	○県が事業を行うべき理由等に疑義が生じたため、再検討が必要となり、未着手となった。そのため、国等関係機関との役割分担や効果的な基地周辺環境調査の方法等について検討を行った。(11)
○大気環境の常時監視				
12	大気汚染物質常時測定調査費・大気汚染物質測定機器整備事業費	23,524	順調	○県内8局の大気測定局で大気環境の常時監視を行い、地域における大気汚染状況等を把握した。また、平良測定局等の大気測定機器の更新整備を行った。(12)
13	有害大気汚染物質対策費	5,342	順調	○有害大気汚染物質及びダイオキシン類(22物質)のモニタリング調査を行った。(13)
○事業者の監視・指導の強化				
14	大気汚染物質常時測定調査費 大気汚染物質測定機器整備事業費	9,708	順調	○大気汚染防止法、沖縄県生活環境保全条例に基づくばい煙発生施設等の届出書の審査、届出に基づく事業者の監視指導を行った。(14)
○騒音・振動防止対策				
15	騒音振動対策事業	5,537	順調	○民間飛行場周辺における航空機騒音や幹線道路に面する地域における自転車交通騒音の監視を実施した。(15)
○悪臭防止対策				
16	悪臭防止対策事業	5,537	順調	○各種事業所及び家畜飼育場等から発生する悪臭公害を防止するため、悪臭防止法に基づく規制地域の指定等に係る実態調査や悪臭苦情調査等を実施した。(16)

II 成果指標の達成状況 (Do)

(1) 成果指標

成果指標名		基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
1	大気環境基準の達成率	90% (22年度)	82% (25年度)	100%	△8ポイント	76% (23年)
	状況説明	光化学オキシダントを除く5項目については、前年度に引き続き環境基準を達成した(光化学オキシダントは石垣局のみ環境基準を達成)。なお、光化学オキシダントの基準値超過は、中国大陸からの原因物質の移流による影響が一因と考えられている。有害大気汚染物質及びダイオキシン類については、環境基準を達成した。引き続き、取組を推進し、平成28年度目標値の達成を図る。				
成果指標名		基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
2	河川水質環境基準の達成率	97% (22年度)	97% (25年度)	100%	増減なし	93% (24年度)
	状況説明	河川については、全36水域中4～5水域で環境基準を達成できなかったために、達成率は86%～89%を推移していた。平成20年度から上昇傾向となり、平成23年度と平成24年度に100%を達成したが、平成25年度は1水域が達成できず97%となった。平成28年度の目標値100%を達成できるように常時監視を行い、異常値の把握及び必要な対応に努める。また、浄化槽設置整備事業は平成23年度より始まり、この二年間で微増していることから合併処理浄化槽の普及促進につながり、河川等の公共用水域の水質保全・向上の効果が見込まれる。				
成果指標名		基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
3	海域水質環境基準の達成率	92% (22年度)	92% (25年度)	100%	増減なし	80% (24年度)
	状況説明	海域については、全12水域中1水域について環境基準を達成できない年度が続いたが、平成23年度及び平成24年度と2年連続で100%を達成した。しかし、平成25年度は1水域が達成できずに92%となった。平成28年度の目標値100%を達成できるように常時監視を行い、異常値の把握及び必要な対応に努める。				

(2) 参考データ

参考データ名	沖縄県の現状			傾向	全国の現状
下水道処理人口普及率	67.1% (23年度)	67.5% (24年度)	69.9% (25年度)	↗	76.3% (24年度)
浄化槽設置者講習会受講者数	1,527人 (23年)	1,534人 (24年)	1,669人 (25年)	↗	—
合併処理浄化槽設置費用補助基数	6基 (23年)	10基 (24年)	10基 (25年)	→	—
水洗化人口(農業集落排水事業)	29,093人 (23年度)	30,826人 (24年度)	32,014人 (25年度)	↗	—
県内畜産排水の実態調査の実施	—	46戸 (24年度)	46戸 (25年度)	→	—
大気環境基準の達成率	90% (22年)	90% (23年)	91% (24年)	→	76% (23年)
那覇空港周辺における航空機騒音の環境基準達成率	75% (22年度)	75% (23年度)	50% (24年度)	↘	77% (24年度)
沖縄県の自動車騒音面的評価による環境基準達成率	95.3% (23年度)	93.4% (24年度)	93.0% (25年度)	↘	92.6% (24年度)
臭気指数を導入している町村数	13町村 (18年度)	14町村 (21年度)	15町村 (25年度)	↗	—

Ⅲ 内部要因の分析 (Check)

○水質保全に関する監視活動、普及啓発等

- ・水質保全対策事業については、環境基準の達成状況を勘案し、更に上位の類型への見直しを行い、より良い水質を目指していく必要がある。
- ・河川の水質を継続して保全するためには、第2次沖縄県環境基本計画に基づき、環境教育を継続して実施していく必要がある。

○汚水処理対策

- ・下水道事業については、一部の浄化センターやポンプ場(那覇浄化センター、越来ポンプ場等)では敷地が狭隘で、施設の老朽化が著しいため、施設の重要度や更新時期を考慮した施設整備の検討しなければならない。また、財政的に脆弱な過疎地域や離島等の中小町村では、下水道事業に充てられる人員・予算が限られているため、下水道整備費の大幅増が難しく施設整備が進まない状況にあることから、事業計画の見直しも含め総合的な検討も必要である。
- ・浄化槽設置整備事業については、市町村が行う住民への浄化槽設置整備事業への補助を行っているが、住民から市町村への費用助成申請件数が少ないため、大幅に計画を下回った。
- ・農業集落排水事業について、宅内配管への接続費用は補助対象外であるため、水洗化人口向上の妨げとなっている。

○土壌汚染に関する事業者への指導強化

- ・土壌汚染対策推進事業について、本県は土壌汚染対策法に基づく届出件数が他都道府県・政令市と比較しても非常に多い(全国2位:平成24年度実績)にもかかわらず、人員・予算等の問題により、適切な業務体制が構築されていない。
- ・土壌汚染対策基本情報整備事業について、基地返還跡地の支障除去は国が責任を持って行うべきものであり、県がどのように関わっていくのか整理する必要がある。また、地質構造等の把握がどの程度跡地利用の促進につながるのか、費用対効果についてさらなる検討が必要となる。

○事業者の監視・指導の強化

- ・石綿が使用されている建築物の解体工事が増加傾向にあり、これからピークを迎えると予想されており、大気汚染防止法に基づく特定粉じん排出等作業届出の件数の増加が見込まれる。

Ⅳ 外部環境の分析 (Check)

○水質保全に関する監視活動、普及啓発等

- ・水質関係事業等監視指導事業については、豚舎、鶏舎等の畜舎排水に関しては、畜産課、家畜保健衛生所等の県関係機関とのより一層の連携が必要である。また、畜舎排水に係る県民等からの苦情(臭い、河川の汚濁など)がある。

○汚水処理対策

- ・平成26年1月、国において、汚水処理が普及していない地域について、今後10年程度で施設整備を概成させる目標を立てた。これを受け、下水道事業において上位計画である「沖縄汚水再生ちゅら水プラン(沖縄県下水道等整備構想)」の整備区域を、各市町村の実情に応じた徹底的な見直しを検討する必要がある。
- ・浄化槽設置整備事業については、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を推進し、合併処理浄化槽の普及促進により、河川等の公共用水域の水質保全・向上に寄与するものであるが、単独処理浄化槽を設置している住民に対して、合併処理浄化槽へ転換するためのインセンティブが働きにくい現状がある。
- ・農業集落排水事業について、維持管理費のコスト縮減対策についても、事業の推進にあたり大きな課題となっている。
- ・沖縄型畜産排水対策モデル事業について、実態調査の結果においては、浄化処理実施農家21戸のうち、現行の700mg/Lは全ての農家が遵守できていたが、畜産排水に係る県民等からの苦情がある。

○大気環境の常時監視

- ・大気汚染物質の低減は、発生源対策が有効であり、大気汚染物質が越境による影響の場合、直接的な対策が難しい。

○騒音・振動防止対策

- ・那覇空港周辺の航空機騒音については、民間機や自衛隊機の運用状況が国際情勢、経済状況等の社会的要因によって変動するため、常時監視を継続していく必要がある。

○悪臭防止対策

- ・悪臭の苦情件数は、県内の公害苦情の中で最も件数が多く、日常生活に関係の深い問題であることから、公害監視の強化を図る必要がある。

V 施策の推進戦略案 (Action)

○水質保全に関する監視活動、普及啓発等

- ・水質保全対策事業については、県の関係機関から類型の見直しとなる水域の利水状況予測資料を収集するとともに、汚濁負荷量調査等の調査設計を実施し、現在の類型から1つ上位の類型への見直しを行い、より良い水質を目指す。
- ・環境教育として、環境省において毎年度実施されている全国水生生物調査、子どもホタルレンジャー等の周知を行い、より多くの子どもたち(特に中学生以下)が当該事業に参加できるよう、市町村の環境保全担当課、教育委員会等の関係機関と連携していく。
- ・水質関係事業等監視指導事業について、畜舎排水に係る県民からの苦情に関しては、県及び市町村関係機関と連携して苦情原因の調査及び原因者への指導等を行う。

○汚水処理対策

- ・下水道長寿命化計画に基づき施設の重要度や更新時期を考慮した施設の改築・更新を確実に実施することで、限られた時間及び予算の中で効果的な下水道整備を推進する。また、下水道整備の遅れている市町村に対しては、ヒアリング等で課題等を確認するとともに、今後の予算措置や事業計画の見直しを含めたフォローアップを行う。
- ・下水道事業の上位計画である「沖縄汚水再生ちゅら水プラン(沖縄県下水道等整備構想)」の整備区域を、各市町村の実情に応じた見直しを検討し、下水道整備の早期概成を推進する。
- ・浄化槽設置整備事業については、各保健所、公益社団法人沖縄環境整備協会との連携を図り、浄化槽の普及啓発イベントにおいて普及啓発に努める。また、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽に転換するための普及啓発による効果は、直接的及び短期的には現れにくいと見られ、平成26年度以降についても、さらに内容を充実させた事業を長期的に継続していく必要がある。
- ・農業集落排水事業について、各市町村の担当者を集め、維持管理費のコスト縮減に向けた処理施設の管理研修会や情報提供等を行う。宅内配管に係る助成制度の拡充に向けた新たな手法の検討を行う。
- ・沖縄型畜産排水対策モデル事業について、平成26年度に、「沖縄県畜産排水対策指針」の策定や「沖縄県版畜産排水処理指導者用マニュアル」を作成する。畜舎排水に係る県民からの苦情に関しては、「家畜排せつ物の管理の適正化および利用の促進に関する法律」に基づき、市町村と連携して指導を行う。

○土壌汚染に関する事業者への指導強化

- ・土壌汚染対策推進事業について、業務量に応じた人員・予算確保に努めるとともに、国が実施する土壌環境研修等の受講機会の確保及び保健所担当職員に対する土壌汚染対策法事務処理・監視指導研修等の実施により、届出対応業務及び監視指導業務遂行能力向上を図る等、人材育成を行う。
- ・土壌汚染対策基盤情報整備事業について、役割分担について、国等関係機関と協議していくとともに、跡地利用の促進につながる効果的な基地周辺環境調査(地質構造の把握等)の手法について検討する。

○大気環境の常時監視

- ・越境等の影響により高濃度の大気汚染があった場合、早急に注意報発令等を行えるよう継続して大気環境の監視を行う。また、オキシダントやPM2.5については、測定結果を県民に対し公表するとともに、高濃度になった場合には、マニュアル等に基づき、注意報等を発令し、県民に対し広く周知を行う。

○事業者の監視・指導の強化

- ・石綿が使用されている建築物の解体工事等の際には、大気汚染防止法に基づく届出の提出及び石綿飛散防止対策の徹底を行うよう、事業者に対して、ホームページ等を利用し周知を図り、周辺環境への石綿飛散防止に努める。また、国の動向を注視し、法律の改正後は、沖縄県アスベスト対策連絡協議会を開催する等、関係部署・機関へ周知を行い、更なる石綿飛散防止体制の強化を目指す。

○騒音・振動防止対策

- ・航空機騒音や自動車騒音等については、引き続き常時監視を行い、環境基準の超過等が確認された場合には、発生源となる施設管理者等に対し発生源対策等を要請する。また、関係市町村と意見交換・情報共有を図っていく。

○悪臭防止対策

- ・事業所への行政指導や立入調査などの事務は市町村が実施しており、県条例も平成20年度に公害防止条例から生活環境保全条例に改正されたことから悪臭については県では規制していない。そのため、悪臭規制の主体である市町村と連携を密にし規制地域や規制基準を指定していく。

「施策」総括表

施策展開	1-(1)-ウ	自然環境の再生			
施策	①自然環境再生型公共事業の推進			実施計画掲載頁	20頁
対応する主な課題	<p>○本土復帰後、社会資本の整備等により本土との格差是正が図られた一方で、農地開発、ダム開発、土地造成、埋立といった大規模開発などによって自然環境の急速な改変が進み、自然環境に大きな負荷を与える結果となり、貴重な野生生物種の絶滅や生態系の攪乱が懸念されている。</p> <p>○本県の大きな財産である自然環境を毀損することのないよう、生物の多様性、環境の保全・再生に視点を置いた公共事業の実施や技術開発など、時間をかけて本来の姿に再生することが求められている。</p>				
関係部等	環境部、土木建築部				

I 主な取組の推進状況 (Plan・Do)

(単位:千円)

平成25年度					
主な取組		決算見込額	推進状況	活動概要	
○水辺環境の再生					
1	自然環境に配慮した河川の整備	3,014,242	順調	○国場川、小波津川など19河川にて、環境・景観に配慮した多自然川づくりにむけた用地補償及び護岸工事等を行った。(1)	
2	砂防施設機能改善事業	—	順調	○国土交通省と自然環境再生を図る砂防施設の整備方法について、協議を実施した。(2)	
3	自然環境に配慮した海岸の整備	121,499	順調	○地元住民、有識者、環境団体関係者等から意見を聴取するため、「第5回嘉陽海岸住民参加型エコ・コースト推進協議」(8月)、地元住民説明会(9月)を開催し、関係者と積極的に意見交換を行った。そのうえで、名護市の嘉陽海岸(L=106m)を整備を行い、海岸背後地の緑化により緑陰の創出が図った。(3)	
○失われた自然環境の把握					
4	自然環境の保全・再生・防災機能戦略的構築事業	65,556	順調	○自然環境を戦略的に再生するため、自然環境再生検討会の意見等を踏まえ、自然環境の変遷等の実態把握調査・検討等を行い、自然環境再生指針(仮称)の素案を作成した。(4)	
○再生に向けた防災技術の研究					
5	自然環境の保全・再生・防災機能戦略的構築事業	65,556	順調	○自然環境を戦略的に再生するため、自然環境再生検討会の意見等を踏まえ、自然環境が有する防災機能等の実態把握調査・検討等を行い、自然環境再生指針(仮称)の素案を作成した。(5)	

II 成果指標の達成状況 (Do)

(1) 成果指標

	成果指標名	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
1	自然環境の再生率	調査中(24年)	調査中(24年)	「自然環境再生指針」の策定	—	—
1	状況説明	失われた沖縄らしい自然環境の再生及び保全を図るため、「自然環境再生指針」の策定に向けた自然環境の変遷、自然環境が有する防災機能等の実態把握調査・検討等を実施し、再生指針の素案を策定しており、平成26年度の再生指針の策定及び平成27年度以降の自然環境再生(モデル)事業の実施に向け、引き続き、取組の推進を図る。				

様式2(施策)

成果指標名		基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
2	自然環境に配慮した河川整備の割合	63.2% (23年度)	64.6% (25年度)	66.0% (28年)	1.4ポイント	—
	状況説明	河川の水辺環境の保全・再生に向けて、平成25年度は19河川にて用地補償及び護岸工事等を行った結果、自然環境に配慮した河川整備の割合は1.4ポイントの改善が見られた。引き続き事業の推進を図ることで、成果指標のH28目標値を達成出来る見込みである。				
成果指標名		基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
3	自然環境に配慮した海岸整備の延長	600m (23年度)	914m (25年度)	1,810m (28年)	314m	—
	状況説明	設計内容についての地元の合意形成に取り組み、自然環境に配慮した海岸整備の延長は前年度から106m増加した(基準値から314mの増加)。地元の合意形成が図られたことから海岸整備をより円滑に推進できるとみられ、平成28年度の目標値は達成できる見込みである。				

(2) 参考データ

参考データ名	沖縄県の現状			傾向	全国の現状
—	—	—	—	—	—

III 内部要因の分析 (Check)

<p>○水辺環境の再生</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川整備は、用地取得において、地権者の合意に長時間を要する等といった多くの困難が伴うとともに、下流側からしか整備できないという事業の特殊性から、事業効果をあげるには多大な期間を要し、引き続き地元住民の事業に対する理解と協力を得る必要がある。 ・砂防施設機能改善事業については、砂防施設上下流の自然環境再生を図るため、既設堰堤の一部を改変する計画であったが、事業実施後の赤土流出及び土砂災害防止機能低下が懸念される。 <p>○失われた自然環境の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然再生事業のモデル箇所の選定について、県庁内関係機関、市町村との情報共有、連携が必要である。
--

IV 外部環境の分析 (Check)

<p>○水辺環境の再生</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川整備だけで、河川環境が再生され、回遊性生物等の復元を図れるものではないため、農業事業等と連携した流域全体を含めた取組が必要である。 ・自然環境に配慮した海岸の整備において、嘉陽海岸はウミガメが上陸・産卵する等、自然豊かな海岸であるため、植栽樹種に本海岸に自生している在来種を選定する等、自然環境に配慮した整備が求められている。 <p>○失われた自然環境の把握／再生に向けた防災技術の研究</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然環境が有する防災機能の効果が限定的であることを踏まえ、その活用方法を検討し、「自然環境再生指針」に反映する必要がある。また、自然環境の再生に当たっては、幅広い主体が協働して推進していく必要があることから、再生指針については、関係者の意見も取り入れながら策定し、自然環境の再生に係る普及啓発を図る必要がある。
--

V 施策の推進戦略案 (Action)

<p>○水辺環境の再生</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長期間に及ぶ河川整備に対する地元住民の理解と協力を得るため、事業説明会やワークショップを開催する。 ・河川水質の維持・改善や河川近隣の整備等について、農林・海岸・港湾・砂防事業者等、関係機関と連携をとりながら事業を進める。 ・砂防施設機能改善事業については、砂防施設改善計画は既設砂防堰堤の改変によらないものとし、その他砂防施設(魚道、低水路等)の設置により自然環境再生を図るものとする。 ・自然環境に配慮した海岸の整備について、自然豊かな海岸を有する地域においては、自然災害から県民の生命・財産を守ると共に、環境へ配慮した整備との両立を図るため環境モニタリング調査を実施する。 <p>○失われた自然環境の把握／再生に向けた防災技術の研究</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然環境の再生の取組の意義や、自然環境再生指針の内容について、シンポジウムや関係行政機関連絡会議の開催により、県民や関係行政機関等、幅広く関係者に理解や周知を図る。 ・自然環境が有する防災機能の効果が限定的であるため、過年度の調査結果や自然環境再生検討会の意見等を踏まえ、当該機能の活用に当たっての留意点等を再生指針に反映する。また、パブリックコメントの実施、関係行政機関への意見照会等の実施により、関係者の意見を積極的に取り入れながら再生指針を策定する。
--

「施策」総括表

施策展開	1-(1)-エ	自然環境の適正利用		
施策	①環境影響評価制度の強化		実施計画掲載頁	21頁
対応する主な課題	<p>○本県の自然環境は島しょ性により環境容量が小さく開発行為に対して脆弱であることから、大規模な開発等はもちろんのこと、法や条例の対象とならない小規模な事業においても適切な環境配慮が求められている。</p> <p>○現行の環境影響評価制度は、事業の実施段階で手続が行われるものであるため、環境影響を回避・低減するために最も重要な事業の位置や規模などを変更することが困難であるなど、環境保全措置に限界があることから、事業の計画策定段階など早期段階における環境配慮の必要性が求められている。</p>			
関係部等	環境部			

I 主な取組の推進状況 (Plan・Do)

(単位:千円)

平成25年度				
主な取組	決算見込額	推進状況	活動概要	
1 沖縄県環境影響評価条例の改正	3,957	順調	○県民意見公募、沖縄県環境影響評価審査会への諮問を行うなど関係者から意見を聴取したうえで、平成25年12月27日に沖縄県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則を公布し、同日に沖縄県環境影響評価技術指針の一部を改正する告示を定めた。(1)	
2 環境影響評価支援システム推進事業	2,152	順調	○海域動植物に係る環境保全措置の効果の検証調査を実施した。また、システム整備の必要性について平成26年度以降に引き続き検討することとした。(2)	
3 サング礁地形に適した潮流シミュレーションモデル構築事業	103,185	順調	○那覇港、浦添海岸及び白保海岸において夏季の潮流調査等を実施し、当該調査結果を踏まえ、平成24年度事業で提案したサング礁地形に適した潮流シミュレーションモデル案について、精度向上を図った。(3)	

II 成果指標の達成状況 (Do)

(1) 成果指標

成果指標名	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
—	—	—	—	—	—
状況説明	—				

(2) 参考データ

参考データ名	沖縄県の現状			傾向	全国の現状
沖縄県環境影響評価条例等の関係規程の改正状況	沖縄県環境影響評価条例の改正(24年)	沖縄県環境影響評価条例施行規則の改正(25年)	沖縄県環境影響評価技術指針の改正(25年)	—	配慮書手続導入自治体数14自治体(25年5月)
環境保全措置の検証作業	0分野(23年度)	0分野(24年度)	2分野(25年度)	↗	—
サング礁地形に適した潮流シミュレーションモデルの構築	サング礁地形に適した潮流シミュレーションモデル案の提案(24年度)	サング礁地形に適した潮流シミュレーションモデル案の精度向上(25年度)	—	—	—

Ⅲ 内部要因の分析 (Check)

- ・沖縄県環境影響評価条例の改正により導入された配慮書手続については、県内での実施事例がまだなく、全国的にも十分なノウハウ等が蓄積されていないことから、事業者に必要な助言・指導等を行い、十分に制度の理解を図った上で手続を進めていく必要がある。
- ・本県の特異的な環境についての知見は十分に集積されているとはいえ、環境影響評価手続の過程で実施される環境保全措置についても必ずしも適切な措置が実施されているとはいえない。これらの状況を踏まえ、本県の環境特性についての知見を集積し、その結果を適切に公開し、環境影響評価手続の質的向上を図る必要がある。
- ・サンゴ礁地形に適した潮流シミュレーションモデルを構築し、環境影響評価時等において事業者が活用等することで、環境保全措置の質的向上等を図ることとしているが、当該プログラムが利用者にとって容易に操作可能となるよう、プログラムの仕様やマニュアルの記載内容について検討する必要がある。

Ⅳ 外部環境の分析 (Check)

- ・環境保全措置を講じる場合には少なからず不確実性が伴うものであるが、最新の科学的知見を踏まえ、より適切な環境保全措置が実施されるための調査研究の実施が求められている。

Ⅴ 施策の推進戦略案 (Action)

- ・沖縄県環境影響評価条例等の関係規程の改正後において、行政機関や県民向けの説明会を開催したところであるが、今後ともウェブページやマトリックス組織も活用しながら、事業者に必要な制度の周知を図るとともに、事業者が十分に制度の趣旨を理解した上で手続を進めることができるよう、事業の実施に当たっては必要な指導・助言等を行っていく。
- ・環境保全措置の効果の分析及び検証に当たっては、環境コンサルタントへの委託による調査検討のみならず、学識経験者等への意見聴取の実施により、より正確性を確保する必要があるほか、検証結果が適切に活用されるよう、公開すべき情報等を検討・整理していく。
- ・潮流シミュレーションモデル等(プログラム及びマニュアルを含む)について、関係行政機関への意見照会や県民意見公募を行い、得られた意見を踏まえ、適切に活用できるシミュレーションモデル等を作成する。

「施策」総括表

施策展開	1-(1)-エ	自然環境の適正利用		
施策	②自然環境の持続可能な利用の促進	実施計画掲載頁	22頁	
対応する主な課題	〇いわゆるブルーーツーリズムなど自然環境を資源として利用する経済活動により一部自然環境の劣化がみられることから、適正な環境保全と利用のルールを定め、自然環境の保全と経済活動の両立を図る必要がある。			
関係部等	環境部、農林水産部、文化観光スポーツ部			

I 主な取組の推進状況 (Plan・Do)

(単位:千円)

平成25年度				
主な取組	決算見込額	推進状況	活動概要	
〇自然環境を利用するルールづくりの推進				
1	事業者間による保全利用協定締結の促進(環境保全型自然体験活動推進事業)	16,004	順調	〇改訂した保全利用協定の手引きの配布やHPへの掲載、地域懇談会等の開催等、事業者、地域住民に対し、協定制度の周知を図った。そのうえで、保全利用協定の認定に向けたモデル地域として6地域を選定し、協定締結に向けた調査や地域との具体的な調査を行った。また、保全利用協定の活用方策の検討や、各モデル地域へのコーディネーターの派遣を行った。(1)
2	南西諸島の環境・生物相に配慮した森林管理手法に関する研究事業	55,523	順調	〇やんばるの森林においては、自然環境の保全と環境に配慮した利活用として、持続可能な循環型林業・林産業と環境調和型自然体験活動を組み合わせた「やんばる型森林業」を構築するため、「やんばる型森林業の推進(施策方針)」を策定し(H25年10月)、本施策方針を沖縄北部地域森林計画に反映させた(平成25年12月)。また、収穫伐採地において、希少野生動植物出現調査を実施した(8箇所)。(3)
3	環境共生型森林利用推進事業	3,810	順調	〇竹富町と久米島町にて木道整備を支援した。また、久米島町では、ビオトープ利用ルールの環境学習リーフレットの作成を支援した。(4)
4	環境共生型観光地づくり支援事業	42,600	順調	
〇自然環境保全税導入検討				
5	自然環境保全税導入検討	—	順調	〇自然環境保全税の導入について、庁内ワーキンググループや協議会等で検討を行った。(5)

II 成果指標の達成状況 (Do)

(1) 成果指標

	成果指標名	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
1	事業者間における保全利用協定の認定数	2協定(23年)	2協定(25年)	4協定	増減なし	—
	状況説明	モデル地域として6地域を選定し、協定締結に向けた調査や地域との具体的な調整等を行うとともに、地域において懇話会・勉強会を開催し、保全利用協定制度の周知を図ったことにより、協定締結に向けた手続等が進んでいることから、成果目標の達成が見込まれる。				

(2) 参考データ

参考データ名	沖縄県の現状		傾向	全国の現状
次回来沖した際の、エコツアーへの参加意向度	1.3% (23年度)	—	—	—

III 内部要因の分析 (Check)

○自然環境を利用するルールづくりの推進

- ・事業者間による保全利用協定締結の促進については、平成24年度の調査の結果、協定締結の過程において、事業者間における調整及び地域との調整が重要であり、また、申請手続きの煩雑さからそれらを取りまとめるコーディネーターの存在が重要視されている。
- ・環境共生型森林利用推進事業において、環境に配慮した収穫伐採等を実施するため、引き続き、やんばる地域に適した高性能林業機械の導入について検討する必要がある。
- ・環境共生型観光地づくり支援事業においては、協働する市町村において施設整備を進めるにあたり、市町村観光担当課に技術系職員が在籍しておらず、当事業に関する企画立案が困難である等の組織上の課題がある。

○自然環境保全税導入検討

- ・平成25年度で報告書を作成し、外部環境の変化等を考慮し判断するとして一定の方向性を示すことが出来たため、今後の導入時期の検討については、関係機関と十分調整しつつ、検討を進めていく必要がある。

IV 外部環境の分析 (Check)

○自然環境を利用するルールづくりの推進

- ・事業者間による保全利用協定締結の促進について、協定制度の周知を図っているが、未だ認知度が低く、事業者にとっては保全利用協定を締結することのメリットが少ないために、事業者間における協定制度への温度差がある。
- ・環境共生型森林利用推進事業において、県民の森林に対する要望が多様化しており、特に生物多様性に対する要望が高まっていることから、森林の利用と保全の両立を図ることが求められている。

V 施策の推進戦略案 (Action)

○自然環境を利用するルールづくりの推進

- ・事業者間による保全利用協定締結の促進については、引き続き、コーディネーターを派遣及び地域の人材育成に努めるとともに、コーディネーターの派遣体制構築について検討する。当該協定に実効性を持たせるためのブランド化を図るため、観光誌への掲載等、具体的な取組を展開することにより、結果的に協定締結事業者へのメリットへとつなげていく。また、シンポジウム等を開催することによって、同制度の認知度を高める。
- ・環境共生型森林利用推進事業において、林業従事者のスキルアップを図るため、林業普及指導費等を活用し、林業先進地の情報を収集して周知するとともに、先進県の林業従事者を招いて研修会を開催する等の普及活動を行う。
- ・環境共生型観光地づくり支援事業については、市町村における優先度を高めるため、保全利用協定予定地域への優先的な支援を進め、協定の効果を周知し技術職員を含む組織体制の強化を促進する必要がある。

○自然環境保全税導入検討

- ・自然環境保全税の導入時期の検討については、民間事業者、関係団体等の理解を得られるよう慎重に判断する必要がある。

「施策」総括表

施策展開	1-(1)-オ	県民参画と環境教育の推進		
施策	①環境保全に向けた県民参画の推進と環境教育の充実	実施計画掲載頁	23頁	
対応する主な課題	<p>○世界に誇る豊かな自然環境を劣化させることなく次世代に引き継いでいくためには、県民全体で目標と課題を共有し、県民参画のもと、県民一体となった環境保全体制の構築が求められている。</p> <p>○県民一人ひとりが環境保全の重要性など環境問題に対する意識の向上を図っていくためには、幼い頃からその重要性を学ぶことができる環境整備が必要である。</p>			
関係部等	環境部、教育庁			

I 主な取組の推進状況 (Plan・Do)

(単位:千円)

平成25年度				
	主な取組	決算見込額	推進状況	活動概要
1	新沖縄県環境基本計画(仮称)策定事業	606	順調	<p>○平成25年3月に策定した第2次沖縄県環境基本計画について、市町村や県内環境関連団体等に対し文書による通知や、県民に対し、ホームページ掲載による周知を行った。</p> <p>また、各種会議・研修会で同計画に係る説明を行い、併せて平成26年度からの進捗管理の手法についても検討した。(1)</p>
2	官民・協働ネットワークづくりの推進(環境保全啓発事業)	1,974	順調	<p>○沖縄県環境教育等推進行動計画(仮称)作成検討協議会を設置し、沖縄県環境教育等推進行動計画(案)を平成26年3月に作成した。(2)</p>
3	環境保全啓発事業	7,771	順調	<p>○廃棄物など暮らしに関わる環境問題から地球温暖化等の地球規模の環境問題まで環境分野全般をテーマにし、環境教育プログラム等を活用した環境保全セミナーや野外観察会、出前講座を38回開催した。また、「沖縄県地域環境センター」において、環境問題に関する情報の収集整理を行うとともに、webサイトを随時更新し、地域に密着した最新の環境情報の発信を行った。(3)</p>
4	環境教育推進校の指定	240	順調	<p>○研究指定校において、商店街へのプラントナー設置を行う等、地域との連携を図る取組を実施した。そのうえで、県立久米島高等学校で緑のカーテンの設置や海岸クリーンアップ活動、学園祭での環境壁新聞の展示や古布のリサイクル等を行った。(4)</p>
5	環境学習指導者講座	255	順調	<p>○教室で飼育しているのが淡水の生物が多いので、講座のテーマを「海」から「淡水」に変更し、県立総合教育センターで、小・中・高・特別支援学校の教員10名を対象に、環境教育についての研修講座を行った。(5)</p>

II 成果指標の達成状況 (Do)

(1) 成果指標

	成果指標名	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
1	環境啓発活動(セミナー、出前講座、自然観察会)参加延べ人数	2,500人 (23年度)	5,141人 (25年度)	10,000人	2,641人	—
	状況説明	沖縄県地域環境センターにおける環境情報の発信や、効果的な環境保全啓発事業を実践したことにより、環境啓発活動参加延べ人数が順調に増加しており、引き続き当該啓発事業を行うことで、平成28年度目標値を達成できる見込みである。				

(2) 参考データ

参考データ名	沖縄県の現状			傾向	全国の現状
—	—	—	—	—	—

III 内部要因の分析 (Check)

- ・第2次沖縄県環境基本計画は、沖縄21世紀ビジョン実施計画を環境面から推進する計画として施策のリンクを図っており、沖縄21世紀ビジョン実施計画のPDCAによる進捗管理を踏まえ、本計画の進捗管理を実施する必要がある。
- ・沖縄県環境教育等推進行動計画策定後、計画の進捗状況を把握する必要があるため、2年目(平成27年度)から進捗管理を行う必要がある。
- ・環境保全啓発事業について、事業者の社会的責任(GSR)による環境保全活動を高めるため、環境マネジメントセミナー(エコアクション21説明会)を初めて開催したが、周知不足により受講者4名にとどまった。
- ・環境教育については、環境教育指定校において日常的にできる取組を意識し、指定期間を終えた後も、学校教育の中で継続的に活動できる取組とすることで、環境保全の重要性など環境問題に対する意識の向上を図る必要がある。
- ・環境学習指導者講座については、募集定員に対し応募者が少ないことが課題となっていることから、講座内容を見直すとともに、より積極的に周知を行う必要がある。

IV 外部環境の分析 (Check)

- ・県民・事業者・関係機関・関係団体等に対し、第2次沖縄県環境基本計画について、更なる周知や理解を図る必要がある。
- ・環境保全を図るためには、県民参画の推進と環境教育の充実が不可欠であり、平成26年6月に策定した沖縄県環境教育等推進計画について、県民等に対し十分周知し進捗管理する必要がある。
- ・事業者における環境保全活動を高めるためにも、多くの事業者にCSRの考え方を啓発する必要がある。

V 施策の推進戦略案 (Action)

- ・第2次沖縄県環境基本計画(平成25年度実績)について、沖縄21世紀ビジョン実施計画の進捗管理を踏まえ、PDCAサイクルによる進捗管理を行う。進捗管理の結果、必要があれば計画の見直し等を行う。
- ・沖縄県環境教育等推進行動計画を策定後、2年目から同行動計画の進捗管理を行うことができるよう、進捗管理表の作成や進捗管理に関する協議会の設置等について検討する。
- ・第2次沖縄県環境基本計画や沖縄県環境教育等推進行動計画について、インターネットなどの媒体や各種会議等を活用し、広く普及啓発を行う。
- ・環境保全啓発事業について、事業者向け環境マネジメントセミナーを今後も開催することとし、十分な周知期間の確保やインターネット等媒体の活用など周知に努め、数多くの事業者にCSRの考え方を啓発する。
- ・学校における環境教育の取組については、生徒の活動を行う際に学校を訪問し、取組の確認を行う。また、指定期間を終えた後も継続して取り組むことができるよう適切な助言を行い、環境教育推進指定校の研究成果について他の県立高等学校とも共有し、環境教育の普及と意識の高揚を図る。
- ・環境学習指導者講座については、小・中・高・特別支援学校の全ての学校において環境教育で活用できるよう、新しい学習指導要領の趣旨にあった事案の提供や講座内容の見直しを行うとともに、より積極的に周知を行うなど、応募者の増加を目指す。